

---

## 平成20年第3回玖珠町議会定例会会議録(第6号)

---

平成20年10月17日(金)

---

### 1. 議事日程第6号

平成20年10月17日(金) 午前10時開議

第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

第2 討論

第3 採決

第4 議員派遣について

第5 委員会の継続審査の付託について

第6 議員発議

玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則(案)について

意見書(案)の提出について

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

日程第2 討論

日程第3 採決

日程第4 議員派遣について

日程第5 委員会の継続審査の付託について

日程第6 議員発議

玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則(案)について

意見書(案)の提出について

---

出席議員(16名)

1 番 尾 方 嗣 男

3 番 河 野 博 文

5 番 佐 藤 左 俊

2 番 工 藤 重 信

4 番 菅 原 一

6 番 柳井田 英 徳

7 番 松 本 義 臣

9 番 江 藤 徳 美

11番 秦 時 雄

13番 藤 本 勝 美

15番 後 藤 勲

8 番 清 藤 一 憲

10番 宿 利 俊 行

12番 高 田 修 治

14番 日 隈 久美男

16番 片 山 博 雅

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 芝 原 哲 夫

議 事 係 長 穴 井 陸 明

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 威 彦

企画財政課長 中 川 英 則

福祉保健課長 日 隈 桂 子

建設課長兼  
公園整備室長 合 原 正 則

商工観光課長 松 山 照 夫

会計管理者兼  
会 計 課 長 大 蔵 喜久男

学校教育課長 宿 利 博 実

社会教育課参事 森 高 三

行 政 係 長 村 木 賢 二

総 務 課 長  
兼自治振興室長 坪 井 万 里

税 務 課 長 梶 原 政 純

住 民 課 長 河 島 広太郎

農 林 課 長 兼  
農 業 委 員 会  
事 務 局 長 麻 生 長三郎

水 道 課 長 佐 藤 健 一

人権同和啓発  
センター所長 吉 野 多紀江

社会教育課長  
兼中央公民館長 小 川 敬 文

わらべの館館長 帆 足 一 大

---

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） 報道関係者取材のため、写真撮影等についての申し入れがありましたので、これを許可しています。

おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（片山博雅君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長清藤一憲君。

○総務常任委員長（清藤一憲君） おはようございます。

総務常任委員会報告を行います。

平成20年第3回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案3件、請願1件について、10月8日に審査した結果を報告します。

### 1 議案第49号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定根拠となっていた、地方自治法の条項が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 2 議案第50号 玖珠町税特別措置条例の一部改正について

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

この改正は、同意集積地域における固定資産税の課税免除を、当該家屋若しくは構築物、又はこれらの敷地である土地の取得価額の合計額が「3億円」を「2億円」に、農林漁業関連業種に係るものにあっては5千万円に改め、これを超える場合に、これらに対して課すべき固定資産税を課さないとするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第53号 大分県交通災害共済組合規約の一部改正について

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係規約の一部を改正するものであります。

この改正の主な内容は、規約第9条 組合の執行機関の組合及び選任方法について、「組合に会計管理者を置き、組合長が職員のうちからこれを任命する。」という第5項を加えるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 4 請願第2号 郵政三事業の利便性の確保を求める意見書の提出に関する請願書

本請願は、全国郵便局長会大分西部地区玖珠部会部会長 丸山博美氏より提出されたものであり、紹介議員は高田修治氏であります。

本請願の要旨は、国において郵政三事業（郵便、貯金、保険）が将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないように、法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるよう必要な措置を講じることの意見書の政府機関への提出をお願いしたいというものです。

民営化スタート後の郵便局での運営実態について、三事業一体体制が崩れ、窓口における「利便性向上」は全く無く、サービスの低下が生じており、従来どおりの窓口業務にしてほしいとの住民からの声が多く聞かれるとの意見が出されました。

本委員会は、国民の利便に支障が生じない措置が必要であると判断し、本請願を全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案3件、請願1件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長江藤徳美君。

○産業建設常任委員長（江藤徳美君） 皆さんおはようございます。産業建設常任委員会報告を行います。

平成20年第3回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案3件について、10月8日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

##### 1 議案第51号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、国及び大分県からの通達、指導に基づき公営住宅における暴力団排除について警察署との連携、協力を一層図るため、関係条例の一部改正を行うものであります。

入居者又同居者が暴力団であることの認定の仕方について質問があり、警察署の全面的な協力がいただけるとの説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

##### 2 議案第54号 町道路線の認定について

本案は古後の小迫線についてであり、本線は地域の生活道路及び産業道路であり町道として維持管

理するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第61号 平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ472万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,648万9,000円とするものであります。

補正の主なものは、落雷により破損した流量計の取替えによるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案3件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 委員長にお伺いいたします。

議案第54号、町道路線の認定についてであります。

以前より、町道認定路線が陳情等でなされておりましたが、未だに町道になっていない路線があります。このことの優先順位、また話し合い等で委員会でなされたのかどうか、これについてお伺いいたします。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○産業建設常任委員長（江藤徳美君） 執行部より、今まで議会に陳情等で提出された資料を提出していただきまして、すべての件について一応検査いたしました。以上の結果、この古後の小迫線については、地元のいろいろな点について、幅員等すべて十分に確保できているということで、この線が一番妥当であるということで、今回上げた形だそうです。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長秦 時雄君。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） 文教民生常任委員会報告

平成20年第3回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案5件について、10月8日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第52号 玖珠町墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について

本案は、公益法人制度改革による関連3法の施行に伴い、関係条例の一部改正を行うものでありま

す。

墓地経営は永続性や非営利性の確保の観点から地方自治体を原則としており、これにより難い場合は、条例第2条第1項により安定した経営が見込める財団法人、宗教法人等に限定しています。今回の公益法人制度改革により、財団法人が一般財団法人と公益財団法人となります。

よって、墓地経営の許可基準を従来の「財団法人」から「公益財団法人」に改めるものであります。審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 2 議案第56号 平成20年度日出生台演習場関連公共用施設整備事業

### 食缶前処理洗浄機購入契約の締結について

本案は、平成20年度日出生台演習場関連公共用施設整備事業による食缶前処理洗浄機の購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

現在、使用している洗浄機は、平成7年3月購入後、既に13年を経過しており、耐用年数9年は経過しておりますが、今日まで修理をしながら使用してきました。食缶前処理洗浄機はカレー、スープ、揚げ物に使用する器など、油類の食缶を洗浄する前に荒洗いをして他の食器と一緒に洗浄するものであります。

委員からの質疑に対して、指名競争入札は5社で行った旨の報告がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 3 議案第58号 平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,985万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,710万1,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、19年度の国民健康保険事業の決算による国・県の過不足調整による国庫支出金の内の一般療養給付費補助金の増額、それから20年度国保財政安定化支援事業交付金の増額に伴う補正であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 4 議案第59号 平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は第1条（保険事業歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,386万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,145万7,000円とするものであります。補正については過年度の交付金の調整が主なものであります。

第2条（介護サービス事業歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,143万7,000円とするものであります。

補正の内容は、玖珠町地域包括支援センターの車輛購入のためのものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 5 議案第60号 平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ1億9,624万7,000円とするものであります。

本案は、還付加算金の補正であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案5件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長菅原 一君。

○決算特別委員長（菅原 一君） おはようございます。

決算特別委員会報告を行います。

平成20年第3回玖珠町議会定例会において、決算特別委員会に審査の付託を受けました平成19年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算認定案件7件について、10月9日、執行部出席のもと審査した結果を報告します。

書類審査に先立ち、大分県強い農業づくり交付金（競争力強化農業生産総合対策事業 平成18年度繰越明許）肥育牛飼養管理施設、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 本村・堤線バイパス改良工事の現地調査を行いました。

各案件の書類審査では、まず執行部に決算概要の説明を求め、質疑、審査を行いました。

結果、本定例会で付託を受けました平成19年度一般会計を賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決し、各特別会計、水道事業会計の決算認定案件6件を原案のとおり全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、各議案の主な審査の内容は次のとおりです。

1、議案第62号 平成19年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入の総額は84億7,951万5,000円、歳出は80億6,477万9,000円、これを差し引いた形式収支は4億1,473万6,000円ですが、次年度への繰越充当財源1億1,327万円を差し引いた実質収支は、3億146万6,000円となっています。

また、基金繰入金の実質収支の2分の1を下らない金額の1億5,080万円を積み立てて、残る約半額を翌年度に繰り越す仕組みになっています。

歳入歳出決算額の概況と推移は、既に本会議で監査委員より報告を受けていますので、重複を避けさせていただきます。

執行部の説明後、各款項目節の細部にわたり質問、執行部に回答を求めました。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 町税、特に固定資産税の不納欠損額が大きく、また、大口の滞納対策を今後どのようにするのか。

(答) 今回の大口滞納の欠損処理は、競売等が終了し、財産等がないことの明確な2法人で、約892万円と約455万円の欠損処理を行いました。また、固定資産税の約1億6,000万円の滞納がある1法人について、不動産の競売事件で本町の参加差押の優先順位も低く欠損処理を検討する必要があります。

(問) 監査意見書に滞納対策会議による徴収率の向上、評価とあるが、どのようにしているのか。

(答) 滞納対策会議で徴収対策の検討を行い、月1回の管理職による徴収を実施してきました。徴収率等の数字には出てきませんが、滞納者への納税の啓発など大きな効果が上がっています。

(問) 中山間地域等直接支払事業の支払い方法について

(答) 対象農地の現地確認を行い、事業の施工状況等を確認し、1月から3月に支払っています。

(問) 内河野・小麦河野地区農業用水施設運営基金について、運営基金が枯渇しているようだが、これからは一般財源で支出していくのか。

(答) 当時は、基金の利子で対応を考えていたが、利子が安くなり基金での運営ができなくなり、一般財源で対応しています。今後地元と協議し、金のかからない方法を検討する必要があります。

(問) 飯田中央地区広域農業開発事業償還金について、地元負担金、個人負担金はあるのか、あれば収納状況はどうか。

(答) 広域農業開発は今まで3区域あり、個人負担金があります。未収金の収納事務については、個人宛督促状の送付、また、分納協議を行い収納に努めています。

(問) メルヘンシャボン工場の運営は、補助金9万円で大丈夫か。

(答) 石鹼の年間売上約17万円で運営しています。また、ラベルの印刷等は役場で行っています。

(問) 産休代替要員は何人か。

(答) 10人です。

(問) 「少年の船」参加補助金について、何人参加しているのか。

(答) 4人です。

(問) 海洋セミナーB&G体験クルーズ事業は、毎年あっているのか。

(答) 毎年です。

2 議案第63号 平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
歳入総額は22億6,586万9,000円で前年度に比べ1億8,618万3,000円の増となっています。  
歳出総額は22億6,352万4,000円で前年度に比べ2億2,675万5,000円の増となっています。  
歳入の主たる保険税収入は、6億3,210万8,000円であり、前年度に比べ448万4,000円減少しており、1世帯当たりでは15万7,123円で、前年度に比べ449円減少しています。

歳出については、保険給付費が14億2,376万8,000円であり、前年度に比べ7,199万円増加して

おり、加入者の高齢化や生活習慣病等の増加に伴うものと考えられます。

実質収支については、平成19年度は234万5,000円の黒字を計上していますが、歳入の中には前年度からの繰越金4,957万5,000円と、繰入金の中に基金繰入金1,062万9,000円が含まれていますので、単年度の収支では赤字になっています。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 総務費の中の電算システムの改修委託料とはどんなものか。

(答) 主な委託内容は、保険証のカード化に伴うシステム変更です。

### 3 議案第64号 平成19年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

北山田簡易水道の歳入総額は1億120万3,128円、歳出総額は1億89万4,151円となっており、前年度に比較して大幅な増となっていますが、これは補償金免除繰上償還の実施による公債費の増と、その財源となる借換債の発行が主な要因であります。

特に質疑はありませんでした。

### 4 議案第65号 平成19年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**この貸付は昭和48年度から53年度までに行われたもので、貸付件数は178件で5億2,317万3,359円（利子含む）です。**平成19年度末の未償還件数は123件、3億347万2,667円（利子含む）です。過年度元利収入及び基金利子の歳入合計は38万3,993円で、基金積み立てとなります。回収の現状等を聞き、引き続き回収に努めるよう要請しました。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 過年度分の回収について、今後どのようにしていく考えか。

(答) この事業は個人への貸付で、いろいろな問題等があり、慎重に対処しなければならないと考えています。今後とも、国や各県の動向を見極めながら対応していきます。

### 5 議案第66号 平成19年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は22億9,069万9,000円で、前年度に比べ850万4,000円の減となっています。平均受給者数は2,920人で前年度に比べ89人減少していますが、1人当たりの医療費は77万7,966円で前年度に比べ1万8,374円の増加となっています。

このように受給者数は減少していますが、加入者の高齢化に伴い慢性疾患や骨折、認知症等の疾病の増加に伴い、1人当たりの医療給付は年々増加傾向にあります。

特に質疑はありませんでした。

### 6 議案第67号 平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

保険事業会計の歳入総額は15億9,578万2,065円、歳出総額15億5,859万8,282円となり、歳入歳出差引き残額3,718万3,783円が平成20年度繰越となります。

歳出の主たる介護給付費の額は、14億1,433万2,348円、(月平均約1億1,786万円)となり、昨年度に比べ1億2,594万7,884円(約9.78%)の増加となっています。

また、平成18年度より創設された玖珠町地域包括支援センターによる介護サービス事業勘定の本年

度歳入総額は1,036万5,701円、歳出総額618万9,906円となり、差引残額417万5,795円が平成20年度繰越となります。

特に質疑はありませんでした。

7 議案第68号 平成19年度玖珠町水道事業会計決算の認定について

事業収益は1億5,208万2,561円となり、前年度との比較では551万624円の増となっています。給水人口は76人の減、給水戸数は21戸増加で核家族化が進んでいます。収益的収支は昨年度に引き続き損失が発生しており、今後の健全経営の面から解消しなければなりません、企業債償還予定額や消費税の動向等を勘案し、更なる経営努力が必要と思われます。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 給水原価と供給単価との差がなぜあるのか。

(答) この2つの単価は同一となることが望ましいので、今後、経費の削減等により同額に近づこう努力していきたい。

また、未収金について、削減に向け努力していただきたいとの意見が出ました。

以上、決算特別委員会に審査の付託を受けました決算認定案件7件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長(片山博雅君) 決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番(河野博文君) 3番河野です。ちょっと4点ほどお聞きしたいんで、よろしく願いいたします。

まず1点ですけど、書類審査に先立ち、本村・堤線バイパス改良工事の現地調査を行いましたとありますが、この工事で、この工事をしたために、道路の排水がですね、その道路の排水が下の方の田んぼとかに流れて行くようなことがあって、災害ですね、苦慮しているところと思うんですけど、その排水関係について、今までの排水では、やはり新しく造った道路ですから、道路の水を持ってくるんですから、今までのじゃちょっと足りないような感じになると思うんですけど、そのへんどんなふうにも思われたのかということと、あ、思われたんじゃなくて建設課の方はどんなふうにするということがあったのか。

それから2点目ですけど、不動産の競売事件で本町の参加差押の優先順位も低く欠損処理を検討する必要があるとあります。この1法人について、法人名出されるものなら出してもらいたいんですけど、それと欠損金額がどのくらいあるのか。

3点目でございますが、議案第65号の分で、回答の中で、この事業は個人への貸付でいろいろな問題等があり慎重に対処しなければならないと考えています。とあります。いろいろな問題というのは、具体的にどういうことだったのか。その点についてよろしく願いいたします。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○決算特別委員長（菅原 一君） 1点目ですけど、決算特別委員会の中では、ご指摘のですね、堤・本村線ですか、その排水についての部分の意見はまったく出ておりません。

2点目の欠損処理の額ですが、これ決算書の中にあるんですけど、不納欠損処理の額がですね、総額として2,232万3,922円です。

3点目、

○3 番（河野博文君） 法人名わかりますか。

○決算特別委員長（菅原 一君） 法人名までは、決算委員会の中では明らかに、それはもういろいろな部分がありますので。よろしいですか。

3点目の住宅貸付けの分ですかね。いろいろな問題がある。これがですね、決算委員会の中で回答としていただいているのは、要は、いろいろな問題ちゅうのは、既に完納されている方ですね、また、現在分割納入をされている方があるので、慎重に対処しなければならないちゅうようなことです。よろしいですか。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 3億円あって返済が38万というような金額でございます。未償還件数が123件ということで、この38万というのはどのくらいの件数、123件が少しずつなのか、それとも件数にしては少ないのか。38万円。全体で。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○決算特別委員長（菅原 一君） 納入されている方の部分のご指摘ですかね。ちょっとそこに今、記載しておりませんが、委員会の中でですね、何人いるかちゅうようなことは、分割納入者が8名いるちゅうようなことです。そういうことでよろしいですか。

○3 番（河野博文君） はい、わかりました。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会の報告を求めます。

インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長清藤一憲君。

○インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員長（清藤一憲君） インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会の報告を行います。

平成20年第3回玖珠町議会定例会において、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会に審査の付託を受けました議案2件について、9月24日第1回の特別委員会を開催し、今後の日程等協議、9月26日第2回特別委員会を町長、担当課長出席のもと開催、10月2日第3回特別委員会を開催し、付託されました2議案の内容について協議。10月8日第4回特別委員会を全課長、執

行部出席のもと開催、また10月10日第5回特別委員会を町長、担当課長出席のもと開催、全員で審査した結果の報告をします。

#### 1 議案第55号 土地の取得について

10月8日第4回特別委員会を全課長出席のもと開催しましたが、町長不在のため本議案審議は次回とし、10月10日第5回特別委員会を町長、担当課長出席のもと、多くの質疑、意見が出され、町長から「総合運動公園事業は前向きに進めるが、運動公園のグレードや、どの位の規模の施設が良いかなどを探っていきたい。」との答弁をいただきました。また、事業推進のための協議は、玖珠町総合行政審議会で行い、別の組織として私的な諮問機関を設け、多くの方の意見を聞いていく。との確認を行いました。

審査の結果、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定に基づき、玖珠町総合運動公園用地として取得することを条件に、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 2 議案第69号 平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について

9月26日、第2回特別委員会開催時、冒頭町長より発言の申出があり、インター前ふれあい広場建設に関し、「町長就任時、事業中止としたが、もう少し時間をかけ検討する必要がある。皆さんに多大な迷惑をかけたことをお詫びするとともに、これまでの経緯を尊重し、基本的には、これまでの計画により事業を実施していきたいのでご理解いただきたい。」との発言がありました。そのことを受け、10月3日町長より議長宛て議案第57号の撤回請求が提出され、10月8日本会議において議案第69号として再上程され議案説明がありました。

同日、全課長出席のもと、第4回特別委員会を開催しました。

主な質問内容は次のとおりです。

（問）2款1項15目自治振興費の玖珠自治会館は確実に実施するのか。

（答）現時点で変更はない。平成21年度から22年度に建設予定です。

（問）10款2項小学校費、塚脇小学校プール修理について

（答）予備費で対応し修理しました。

（問）日出生小学校プールは、来年度当初から使用可能か。

（答）新たな水源より水を引きたい。河川関係で土木事務所との協議が必要であるが、来年度、使用可能と考えています。

（問）塚脇小学校間仕切り工事で、2学年は終了したが、残りの分の対応は。

（答）1年生と6年生の教室が終了。3ヵ年計画で実施していきます。

（問）北山田小学校の校舎建築時期は。

（答）20年、21年度事業の計画であったが、21年、22年度実施で、1年遅れの事業となります。

（問）8款3項4目工事請負費△2,504万1,000円の内容は。

（答）八幡 中組川の工事が、農地関係者等の協議が整わず、今年度は取りやめとなりました。

（問）9款1項2目非常備消防費19節負担金 ミュージカルの規模は。

(答) 事業費360万円で、内チケット販売210万円(3千円券700枚)、町負担金150万円で消防団が実行委員会を設置し、劇団を招き開催する計画です。

(問) 10款6項7目国体事業費97万6,000円の補正は。

(答) 大分県森林環境保全推進事業で、国体記念植樹をしたものです。

(問) 4款1項1目保健衛生総務費 委託料について

(答) 日出生本村・小野原地区2ヶ所の出張診療が医師の都合で中断していたが、7月末に別の医師より申出があり、玖珠郡医師会の承認を得て、近々に再開できるようになったため、委託料の補正を行うものです。

(問) 診療回数は。

(答) 週1回です。

(問) 6款1項3目農業振興費19節に関して偏った組織、団体へ補助しているのではないか。

(答) 部会等全般、多岐にわたり交付しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会に付託を受けました議案2件について、審査結果の報告を終わります。

なお、本委員会はインター前ふれあい広場建設及び運動公園建設に関する諸問題を調査検討し、問題解決のため引続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議長(片山博雅君) インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番高田修治君。

○12番(高田修治君) 質問いたします。土地の取得について、55号ですね、玖珠町総合行政審議会を開催する予定と書いております。その大体いつごろから始めるのかという説明があったかどうかということと、私的な諮問機関を設け多くの方の意見を聞くということがあります。この多くの方の意見を聞くということ大変いいことでありますが、私的な諮問機関について何か説明があったならばお知らせください。

以上2点お願いします。

○議長(片山博雅君) 委員長。

○インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員長(清藤一憲君) 審議会につきましては、町の方でいつするということはまだお聞きはしてませんが、近々開くものではないかという予測でございます。私的な諮問機関というのは、町長が私的に設けて、多くの町民の意見を聞きたいということで設けるということで、現在、審議会が多くありましたのが簡素化されてますので、その審議会の中で審議をしていきたいと。これは公のものですからということです。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、高校再編問題特別委員会の報告を求めます。

高校再編問題特別委員会委員長高田修治君。

○高校再編問題特別委員長（高田修治君） 高校再編問題特別委員会報告を行います。

平成20年10月1日、高校再編問題特別委員会を開催したので、その結果を報告します。

本定例会開会日に報告しましたように、

①県教委の最終計画は玖珠郡でまとめられた意見が県教委に伝わったとは判断できないこと。

②森高等学校同窓会などから提出された「統合高校の校地を森高」にしてほしい旨の要請内容と九重町議会で「統合高校の校地を森高とする意見書」を議決したこと。

③玖珠町懇話会での町内の各団体代表者からの意見等。

を勘案し、玖珠郡での大勢は現時点で、「森高校と玖珠農業高校を総合選択制高校に統合することについてはやむなしだが、将来にわたって玖珠郡に高校を残すためには教育環境全般から判断して森高の校地が適しているのではないか」という考え方であることを賛成多数で判断しました。

同日、特別委員会終了後、両町高校再編問題合同会議を開催し、両町の意見調整を行い、①県教委の最終計画の考え方と発表の時期を早めた経過の説明を求めること。②県教委及び濱田県議、両町執行部、両町教育委員会と両町特別委員会での意見交換会を早急に行うこと。を決定しました。

10月8日、両町執行部、両町教育委員会、両町議会特別委員会及び濱田県議出席の下、『「高校再編」大分県教育委員会との意見交換会』を開催しました。

県教委から高校改革推進室平山室長外2名の出席をいただき、最終計画の考え方と発表を早めた経過などについて意見交換を行いました。

県教委から経過などについての説明を受けたものの、玖珠郡として納得のできる回答を得られなかったとの判断から、県教委退席後、今後の対応について執行部とともに協議した結果、早急に玖珠郡としての意見の要望書（校地を森高にしてほしい等）を、前回の要望書提出と同様、両町長、両町教育長、両町議長名で大分県知事等に提出するとともに、これまでの計画決定の経過についての質問状を文書にて行い回答を求めることを決定しました。

委員会としては、高校再編問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

なお、質問状ということがありますが、質問状の案ができあがっておりますので、あとで提案を皆さんにさせていただきます。以上であります。

○議長（片山博雅君） 高校再編問題特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 委員長にお聞きいたします。

玖珠町懇話会の町内の各団体代表者からの意見などで、将来にわたって玖珠郡に高校を残すためには、教育環境全般から判断して森高の校地が適しているのではないかという考え方であることを賛成多数で判断しましたとありますが、どういう利点があつて森高ということで賛成多数になったのか教えていただきたい。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○高校再編問題特別委員長（高田修治君） 前回の報告の中にあつたと思います。まず、普通科4クラス、農業科1クラスということで、県の一番主な理由としては、農業高校の実習関係がやはり高校内にあつた方がいいんじゃないかということが非常に強くありました。しかしながら、いろんな意見を統合しますと、まず、要望書が出たのが森高校、同窓会両方から、それから今後のいろんな環境といえますか、高校そのものが、見てなかなか言いにくかったですけども、高校のイメージといえますか、行ったときの高校を見てやはりこう開放感といえますか、学校としても非常に環境的にいいんじゃないかというようないろんな意見も出ました。しかしながらですね、県としては、やはり実習、これからのそういう面を考えたときには玖珠校にしたいと。それから、一番文書質問をした一番の理由はですね、県はパブリックコメント等募集したと、ところが玖珠郡から出てないということで、文書がないということを非常に強く強調されましたので、今回こういう措置をとらせていただくようにいたしました。賛成が多かつたというのはですね、委員会の中の賛成であります。

以上であります。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

高校再編問題特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第2 討論

○議長（片山博雅君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第49号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案第50号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第51号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第52号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第53号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第54号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第55号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第56号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第58号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 議案第59号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第60号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第61号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第62号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第63号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第64号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第65号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第66号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第67号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第68号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 議案第69号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（片山博雅君） 次に、議案第70号は人事案件であります。

議案の性格上、討論を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略することに決しました。

以上で討論を終わります。

### 日程第3 採決

○議長（片山博雅君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第49号から議案第52号の4議案は、条例の一部改正についてであります。

別に反対の意見ありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第52号までの4議案は、一括して採決することに決しました。

議案第49号から議案第52号までの4議案につきまして、委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第49号から**議案第52号までの4議案は**、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号は、大分県交通災害共済組合同規約の一部改正についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号は、町道路線の認定についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号は、土地の取得についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号は、平成20年度日出生台演習場関連公共用施設整備事業 食缶前処理洗浄機購入契約の締結についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号は、平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号、平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号、平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第62号は、平成19年度玖珠町一般会計歳入歳出の決算認定案件であります。

委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(片山博雅君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第62号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第63号、平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第63号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第64号は、平成19年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出の決算認定案件であります。

委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第64号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第65号は、平成19年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出の決算認定案件であります。

委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第65号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第66号は、平成19年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出の決算認定案件であります。

委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第66号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号は、平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出の決算認定案件であります。

委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第67号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第68号は、平成19年度玖珠町水道事業会計決算の認定案件であります。

委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第68号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第69号は、平成20年度玖珠町一般会計補正予算(第2号)についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号は、人事案件であり、委員会付託を省略しておりますが、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第70号、玖珠町教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第70号については、同意することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件について、採決を行います。

請願第2号、郵政三事業の利便性の確保を求める意見書の提出に関する請願書について、委員長報

告は、採択であります。

請願第2号を、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり、採択することに決しました。

#### 日程第4 議員派遣について

○議長(片山博雅君) 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

本定例会より12月定例会まで、別紙議員派遣について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

#### 日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長(片山博雅君) 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託について、お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しています申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決しました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託することに決しました。

次に、高校再編問題特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております継続審査付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託をすることに決しました。

次に、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会において、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託をすることに決しました。

## 日程第6 議員発議

### 意見書（案）の提出について

○議長（片山博雅君） 日程第6、議員発議について。2件提出されております。

これを直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

発議第4号 玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者の説明を求めます。

提出者 8番清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君）

発議第4号

平成20年10月17日

玖珠町議会

議長 片山博雅 殿

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 玖珠町議会議員 | 清藤一憲  |
| 賛成者 | 々       | 松本義臣  |
| 々   | 々       | 日隈久美男 |
| 々   | 々       | 藤本勝美  |
| 々   | 々       | 佐藤左俊  |
| 々   | 々       | 菅原一   |

### 玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条2項の規定により提出します。

### 玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則

玖珠町議会会議規則の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 議員の派遣（第121条）、第16章 補則（第122条）」を「第15章 全員協議会（第121条）、第16章 議員の派遣（第122条）、第17章 補則（第123条）」に改める。

本文中「第15章」を「第16章」に、「第16章」を「第17章」にそれぞれ1章ずつ繰り下げ、第121条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同条を第122条とし、第122条を第123条とする。

第14章の次に次の1章を加える。

#### 第15章 全員協議会

（全員協議会）

第121条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則 この規則は平成20年10月18日から施行する。

（理由）

地方自治法（昭和22年法律第67条）の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の公布に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられた。

このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものである。

以上です。

なお、次のページに新旧の対照表がありますので、どうぞご参照ください。以上でございます。

○議長（片山博雅君） ただ今提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第4号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（片山博雅君） 挙手全員です。

よって、発議第4号は、可決されました。

発議第5号、郵政三事業の利便性の確保を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 8 番 清藤一憲君。

○8 番（清藤一憲君）

発議第5号

平成20年10月17日

玖珠町議会

議長 片山 博雅 殿

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 玖珠町議会議員 | 清 藤 一 憲 |
| 賛成者 | 々       | 松 本 義 臣 |
| 々   | 々       | 藤 本 勝 美 |
| 々   | 々       | 日 隈 久美男 |
| 々   | 々       | 佐 藤 左 俊 |
| 々   | 々       | 菅 原 一   |

郵政三事業の利便性の確保を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

郵政三事業の利便性の確保を求める意見書（案）

昨年10月、郵政民営化に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、4つの会社に分社化された。

民営化スタート後の状況を見ると、三事業一体化体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、国民サービスの面でも「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不安の声が多く寄せられている。このことは、国民の共有の財産である郵便局ネットワークの存続に赤信号が灯っているといっても過言ではない。

つまり、郵便事業には、全国一律のサービスを維持することが法律に明記されているのに比し、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、最後の砦ともいえるべき郵便局において、将来にわたってサービスを受けることが法律の上では何らの保証もされていないことから、他の代替手段を持たない住民生活にとっての死活問題ともいえるべき大きな不安となっているのである。

よって、国においては、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう、法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講じることを、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月17日

大分県玖珠町議会

議長 片山 博雅

衆議院議長 河野 洋平 殿

参議院議長 江田 五月 殿

内閣総理大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 鳩山 邦夫 殿

以上でございます。

○議長（片山博雅君） ただ今提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。  
（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書（案）の賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（片山博雅君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は可決することに決しました。

ここで、議案第70号で、玖珠町教育委員会委員に選任同意されました、河野明美君のご挨拶を受けたいと思います。

しばらくお待ちください。

河野明美さん、ご挨拶をお願いいたします。

○教育委員（河野明美君） ただ今、ご紹介をいただきました河野明美でございます。

本日は、工藤和子教育委員さんの後任として、玖珠町教育委員会委員に選任同意をいただき誠にありがとうございます。突然のことで教育委員の役目も十分に理解しているとは言えませんが、また、力不足のことも多々あると思います。しかし、任命されましたからには、教育委員会委員の皆様方のご指導、町長様はじめ執行部の皆様方、議会議員の皆様方のご支援、ご指導をいただき、未熟ではございますが、これまでPTA活動を続けてきました体験と、子どもを育ててきた経験を生かして、誠心誠意務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、新任のご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（片山博雅君） ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤威彦君） 平成20年第3回玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る9月22日から本日まで、実に26日間にわたって開かれ、平成19年度一般会計並びに特別会計の決算の認定案件、あるいは追加議案としてお願いいたしました人事案件など、22の議案を審議いただいたところでございます。議員各位には、それぞれの議案について、終始活発なご議論と慎重なご審議を賜り、いずれの案件もご承認いただきましたことに対し、まずもってお礼を申し上げます。

本議会をはじめ、各常任委員会など審議や審査、協議の過程におきましては、真摯なご議論と多くのご意見等を賜ったところでございまして、今後、年度後半の町政執行に反映させていただきたいと

思っております。

さて、参議院予算委員会は16日午前、麻生首相と全閣僚が出席し、総合経済対策を伴う平成20年度補正予算案の締め括りの質疑を行ったところであります。午後に委員会の採決後、夕方の参議院本会議に緊急に上程され、自民・公明両党と民主党の賛成多数で可決成立、これを受け、政府は世界的な金融危機に対応するため、追加的な経済対策に本格着手するのではないかと思います。補正予算は1兆8,081億円で、中小零細企業の資金繰り対策や農林水産業向けの原油高対策など盛り込まれているところであります。いずれにいたしましても、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、おもてなしの心のこもった夢と感動に溢れる大会を目指し、9月28日から10月2日までの5日間にわたって開催された、第63回国民体育大会のホッケー大会が、多くの町民の皆さん、そして関係各位のご理解とご協力をいただき、盛会裏のうちに無事終了することができました。議員の各位のこれまでの国体の取り組みにおけるご指導、ご支援に対して深く感謝とお礼を申し上げます。

さて、今大会を振り返ってみますと、ちょうど台風シーズンの中にあり、大会の期間中、2日間雨の中で実施となりましたが、残り3日間は幸いにも天候に恵まれ、連日多くの町民の方々がご来場いただき、汗と涙の感動あるすばらしい大会が行われたところであります。本大会の課題の1つでもありました観客動員につきましては、5日間で、大会関係者を含め1万1,505人と、これまでの先の開催県を上回る観客数でありました。この要因は、町内20カ所の民泊協力会に結成された大応援団、また小、中学校の児童、生徒1,500人の応援、そして森高校、玖珠農業高校の全生徒による応援、さらに、活躍する大分県チームへの町民皆さんの応援など、地元開催における大会の盛り上がりが考えられます。さらに、その盛り上がりの要因となったのが、大分県チームが最後まで勝ち進んだことにあったと思っております。

ご案内のように、少年男子につきましては、本国体に向けて両校の合同チームとして3年目にして3位の入賞の快挙を成し遂げましたが、ホッケーを一村一スポーツに指定し、ホッケーのまちづくりを進める本町にとっては、明るい材料であったと思っております。

大会の余韻覚めやらぬ今日であります。国体に向けられた町民のエネルギーをこれからのまちづくりに生かしていかなければならないと考えているところであります。

最後になりましたが、この季節の町の主な行事でございます、町民スポーツの祭典であります町民体育大会、さらに、伝統的なイベントであります農業祭などの開催が控えているところであります。議員の皆様方には、何かとご多忙の折とは存じますが、是非これらの行事にご参加いただきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、季節の変わり目でございます。議員の各位におかれましては、健康に十分ご留意のうえ、引き続き町政発展のためにご活躍されるようお願い申し上げます。閉会にあたりましてご挨拶させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 本定例会中に2巡目国体が開催されまして、本町はホッケー会場として皆様方のご協力のもと、成功裏に終了することができました。大変お疲れ様でした。

本定例会は、長期にわたり慎重なる審議、審査をいただきまして、感謝申し上げます。

これをもちまして、平成20年第3回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年10月17日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員